

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2022 年 5 月号 (第 195 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー	
■ 特集	
◆ 安心で安全なサプライチェーンとそのコスト 専修大学 商学部 教授 池部亮	1
■ 経 済	
◆ 全人代の経済運営方針から見る中国の高学歴化と雇用のミスマッチ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部	6
■ 人民元レポート	
◆ 急速な人民元安進行も経済対策の一翼か 三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ	9
■ スペシャリストの目	
◆ 税務会計：税関総署による「中華人民共和国税関総合保税區管理弁法」の公布 KPMG 中国	13
◆ 法務：輸出管理内部コンプライアンス整備に向けてのガイドライン 北京市金杜法律事務所	17
◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部	23
■ 主要経済指標	
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部	27
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク	

エグゼクティブ・サマリー

特集 安心で安全なサプライチェーンとそのコスト

米中間の対立は、貿易摩擦が小康状態である一方、技術覇権と人権問題が争点として目立つようになってきた。技術覇権で対象となる品目は、半導体、電気自動車 (EV) 向け蓄電池、情報通信技術、レア・アースといった戦略物資である。これらのサプライチェーンの安全性確保とコストは、日本でも喫緊の国家課題である。この課題について、半導体を例に論考する。

経済 全人代の経済運営方針から見る中国の高学歴化と雇用のミスマッチ

全国人民代表大会が 2022 年 3 月に開催された。「政府活動報告」では、例年と同様、前年の経済情勢の総括と本年の政策運営方針が示され、5 年に 1 度の共産党大会を秋に控える 2022 年の経済運営は「安定」を最優先とする方針が強調された。実質 GDP 成長率目標が「5.5%前後」に引き下げられたことに関心が集まったが、「安定」最優先のもと、雇用重視の姿勢も鮮明となった。

人民元レポート 急速な人民元安進行も経済対策の一翼か

中国人民元の対ドル相場は 6.34 台前半で取引開始。6 日には 6.37 台まで下落し、その後も同水準近辺で推移した。中米長期金利が 2010 年以來の米国優位の形勢となるなかで、19 日以降は人民元安圧力が強まった。26 日以降は人民元安の流れが一旦止まっており、本稿執筆時点では 6.56 台で推移している。対円相場は 19 日に 20 大台まで上伸。月末にかけて 19.30 台まで下落している。

スペシャリストの目 税務会計

税関総署による「中華人民共和国税関総合保税區管理弁法」の公布

中国の税関総署は、2022 年 1 月 1 日付で「中華人民共和国税関総合保税區管理弁法」(税関総署令第 256 号)を公布し、同年 4 月 1 日より施行された。税関特別監督管理区域に設立、または設立予定にある企業にとって、新規規定の関連内容を把握し、コンプライアンス経営を展開するとともに、より多くの政策によるメリットを享受することは極めて重要である。

スペシャリストの目 法務

輸出管理内部コンプライアンス整備に向けてのガイドライン

中国商務部は、2021 年 4 月 28 日に「デュアルユース品目輸出事業者による輸出管理内部コンプライアンス制度の確立に関する指導意見」及びその附属文書「デュアルユース品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」を公布した。これは中国の輸出管理を発展させる内容である。本稿では、企業にとって参考となる「ガイドライン」の概要について紹介する。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、2022 年 3 月中旬から 4 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



安心で安全なサプライチェーンとそのコスト

専修大学
商学部
教授 池部亮

米中対立の現状

トランプ政権時代に先鋭化した米中対立は、当初は米国による中国批判の舌戦がメディアで連日取り上げられた。米国は対中輸入品に25%の制裁関税を段階的に発動、中国は対米報復関税でこれに対抗し、関税合戦の様相を呈した。バイデン政権になってからは、関税合戦はいったん落ち着いているように見えるものの、貿易摩擦が解消されたわけではない。挑発や追加関税などがなく、トランプ政権時代の高関税をお互いに賦課したままの状態が続いている。

それでも2021年の米国の対中輸入は前年比12.2%増、輸出は21.2%増となり、両国の貿易額は増加した。米国の対中貿易赤字額は3,620億ドルと2020年よりも増え、2019年とほぼ同水準であった。2021年の米国の対中貿易額が拡大した背景としては、対中輸出については、資源・穀物価格の上昇や両国貿易協議による中国の対米輸入促進策などが挙げられる。一方の対中輸入では、東南アジアでロックダウンなどによるサプライチェーン(SC)の途絶が起こったことに加え、不織布マスク、樹脂製品、玩具といった中国依存度の高い品目の輸入が拡大したことが挙げられる。貿易摩擦の相手国でありながら、米国は中国の生産力への依存を抑えることが難しい実態が改めて浮き彫りとなった。

貿易摩擦状態でにらみ合う当事国同士の貿易でさえも拡大している実態を見ると、高関税をかけた貿易戦争は、相手国にダメージを与えるというよりも、自国経済により大きなダメージを与えている。関税増加分を最終的に負担するのは自国民であり、資源価格や物流費の上昇など、貿易摩擦がインフレ圧力をさらに高める要因となっている。

安心で安全なSCに向けて

2022年2月のウクライナ情勢の緊迫化に際して、米国の半導体生産に悪影響を与える可能性が報じられた。米国の半導体製造に使用される希ガス類のネオンの9割以上がウクライナからのもので、同じく半導体製造に使用される貴金属類のパラジウムの35%がロシアからの輸入に依存しているからである(『日本経済新聞』2022年2月15日付)。素材や原材料にまで遡ってSCから地政学的なリスクを取り除くことがいかに困難であるかを改めて認識させられる出来事であった。

2022年2月、米下院は国家主導でハイテクを育成し、競争力を確保することを狙った対中競争法案を可決した。この法案によれば、米国政府は半導体産業に補助金520億ドルを投じ、医薬品やIT関連製品など戦略物資の調達先を多様化して、SCの強化を図るとしている。また、同法案には米国内にある生産拠点を対外移転する際の審査や外国からの研究費寄付への監視強化などが盛り込まれているとされる(『日本経済新聞』2022年2月6日付)。

米国はかつて中国を「国家資本主義」だと非難した。中国では、国家が企業活動に深く関与し、国有企業に対して補助金などの手厚い支援を行っている。このことが、自由で公正な競争をゆがめているからである。しかし、中国にしてみれば、国家資本主義的な体制を改めるということは、社会主義市場経済化国としての中国の政治経済体制を変更することであり、国体を揺るがすような変

革を中国が受け入れることはまずもってあり得ない。そして今、技術覇権争いの中で米国自身も、特定産業に限るとはいえ、国家資本主義的な動きを見せているのである。また、日本も、政府支援を前提に半導体受託生産で世界最大手の台湾積体回路製造 (TSMC) の工場を日本国内に誘致するなど、半導体の取り込みを急いでいる。IT 関連製品や半導体など、有事の際にも SC を維持する経済安全保障を旗印に、特定産業に対する政府の関与が肯定されつつある。

米中間の対立は、貿易摩擦が小康状態である一方、技術覇権と人権問題が争点として目立つようになってきた。技術覇権で対象となる品目は、半導体、電気自動車 (EV) 向け蓄電池、情報通信技術、レア・アースといった戦略物資である。日本でも岸田政権下で経済安全保障担当大臣が任命され、経済安全保障推進会議が設置されるなど、SC の安全性確保が喫緊の国家課題として意識されるようになったのである。

デカップリングのコスト

貿易摩擦の回避という観点で SC を再編するのであれば、基本的には地産地消的な SC が最適であろう。中国で売るモノは中国で作る、米国で売るモノは米国で作るのである。米中以外の市場へ輸出する製品は米国か中国で作るということになる。しかし、技術覇権争いとなると、話はもっと複雑になる。米中は自国が守りたい技術や希少資源については相手に渡さないための禁輸措置をとり、第三国企業に対してもそれを要求するようになるからである。であれば、米中対立リスクを最小化するためには、技術、原料、生産立地、参加企業について、米中のどちらにも与 (くみ) しない、完全に中立的な SC を構築することが得策となる。完全に中立な SC は実現不可能であるが、それに近づける努力をし、その過程で見つかる SC の脆弱性をいかに補強できるかが、グローバル企業には求められる。

米中間の技術覇権争いは、全面的ではないにせよ、一部の重要品目でデカップリングを引き起こしている。特に顕著なのが半導体である。半導体については、日米台などが協力して安定供給を目指す動きも出てきた (『日本経済新聞』2021年4月2日付)。しかし、デカップリングが進むことを想定するならば、日米台で安定的な供給体制を確立しても、中国陣営にこの半導体を供給できない可能性がある。中国がこうした半導体を受け入れない可能性もあるし、米国がそれを中国に供給することを禁じるかもしれないからである。中国は、自国内で生産される自動車に搭載する半導体などを自力で調達する必要に迫られる。日系自動車メーカーも、中国で生産する自動車に搭載する半導体は米国由来品を使えないことになる。日本政府は米国陣営を選択するであろうが、企業はどうするだろうか。米国陣営にしながら、中国とも仲良く付き合うことが果たして可能であろうか。

例えば、中国で生産する日系自動車に搭載される半導体について、デカップリングが進めば、日本や米国で製造した半導体、あるいは米国企業が関与して生産された半導体は使えなくなる。中国で生産する自動車には中国が認めた半導体しか搭載できないということになり、自動車メーカーは生産・販売場所によって半導体、蓄電池、センサー、合金などの基幹部品の調達先を変更し、それに伴い周辺部品の設計変更も必要になる。つまり、世界戦略車は、中国戦略車、米国戦略車、その他世界戦略車の3つに分断される。いや、その他世界市場には、中国か米国のどちらかからの輸出で対応できるかもしれない。あるいは、米中双方が受け入れ可能な完全なる中立的 SC を、米国でも中国でもない国・地域に構築するという方法もある。それでも、先述のとおり、自動車を生産するために必要なハイテク技術の全てを、米中から見て中立化することは不可能であろう。このように、デカップリングから生じるリスクをどこまで排除するかにもよるが、そのためのコストは企業にとって莫大なものとなる。現状より少しでも安心して安全な SC へと再編を目指すのであれば、消費者はその費用負担を求められることになる。脱炭素社会の実現に向け、サービスや製品の価格が上昇するグリーン・フレーションと同様に、サプライチェーン・フレーションを私たちは許容しなければならなくなるのである。

半導体の輸出結合度

さて、ここで、技術覇権争いの対象となる半導体の SC の流れを貿易統計から概観してみよう。半導体を巡る安全保障の議論では、製造装置はどの国のどのメーカーのものか、あるいは半導体生産企業の国籍はどこかといったことも重要な要素となる。しかし、本稿では通関統計を使用するので、生産地がどこで、輸出入先がどこであるかということに限定した議論となる。さらに、先述したとおりパラジウムやネオンといった素材にまで遡ると、半導体 SC は長大なものとなるが、ここでは HS8541 (半導体デバイス) と HS8542 (集積回路) のみを考察対象とする。

A 国が B 国に輸出する規模 (金額ベース) は、世界が B 国に輸出する規模と比べてどうなのかを計る指標として、結合度を使用する。半導体は HS コードの 8541 と 8542 を合算した品目とする。輸出結合度は、A 国の輸出に占める B 国への輸出シェアを、世界の輸入総額に占める B 国の輸入シェアで除したものである。1.0 であれば、世界平均と同等の結合度であり、3.0 であれば、世界平均の 3 倍の緊密さで結合していることを示す。また、0.3 であれば、世界平均の 3 割程度の薄い結合度であることを示す。

図表 1 は半導体の輸出結合度を示す。縦の輸出国・地域から見た輸出先国・地域別の輸出結合度となる。中国の半導体の主要輸出先の中で結合度が 1.0 を上回るのは、韓国 (2.7)、ベトナム (2.6)、台湾 (1.9)、マレーシア (1.3)、日本 (1.1) であり、米国向けは 0.3 と世界平均の 3 割程度という低水準であった。次に米国の輸出結合度を見ると、フィリピン (2.1)、タイ (1.7)、マレーシア (1.7)、韓国 (1.5) が高く、シンガポール (0.4)、中国 (0.6)、ベトナム (0.6)、日本 (0.7) は低水準であった。

では、中国向け輸出結合度が高い国・地域に注目すると、ベトナムと韓国がそれぞれ 1.2 であり、調査対象の中で対中輸出結合度がこれより高い国・地域はなかった。米国向けについては、ベトナム (5.1)、タイ (3.7)、フィリピン (1.9)、マレーシア (1.8) と高水準であった。輸出結合度を見る限り、中国を輸出先とした結合度の高い国・地域はなく、米国向けであれば、ベトナムやタイをはじめとする東南アジア諸国が高い輸出結合度を示した。集積回路や半導体デバイスを手掛ける米国企業の生産工場が東南アジアに数多く立地しており、前工程と後工程といった産業内の垂直的な分業体制が米国との間でとられていることが推測できる。

図表 1 半導体の輸出結合度

輸出先 輸出国	中国	台湾	日本	韓国	米国	ベトナム	マレーシア	フィリピン	タイ	シンガポール
中国	—	1.9	1.1	2.7	0.3	2.6	1.3	0.9	0.5	0.6
台湾	1.0	—	3.4	1.6	0.3	0.2	1.1	1.5	0.9	1.6
日本	0.7	3.3	—	1.5	1.0	1.4	1.8	1.7	3.6	0.6
韓国	1.2	1.1	0.5	—	0.6	3.0	0.4	2.3	0.5	0.4
米国	0.6	1.2	0.7	1.5	—	0.6	1.7	2.1	1.7	0.4
ベトナム	1.2	1.1	0.8	0.5	5.1	—	0.2	0.1	0.3	0.3
マレーシア	0.5	1.1	1.5	1.0	1.8	0.7	—	0.6	3.1	2.9
フィリピン	0.4	0.8	3.1	0.8	1.9	0.7	0.9	—	1.6	2.9
タイ	0.2	1.0	4.0	0.6	3.7	1.0	1.4	3.1	—	1.3
シンガポール	0.4	1.5	1.4	1.3	1.1	1.1	3.0	0.9	2.0	—

(注) 台湾は国ではなく地域。

(資料) UN Comtrade より筆者作成。

半導体の輸入結合度

図表2は輸入結合度を示す。中国の輸入結合度が高い相手国・地域は、ベトナム(2.7)、台湾(2.4)、韓国(1.9)、日本(1.4)、マレーシア(1.4)であった。中国にとってこれらの国・地域は輸出結合度も高いことから、産業内分業地域として強い結びつきを有している。一方の米国はマレーシア(6.4)、ベトナム(5.5)、タイ(5.0)と極めて高い結合度を示した。米国はこれら東南アジア諸国との間で産業内垂直分業による結びつきが強いことがうかがえる。また、米国の対中国、対台湾輸入結合度は低く、米国の半導体SCにおける中国リスクはそれほど大きくないように見える。

ちなみに、対中国輸入結合度が高い国・地域は、韓国(2.3)、台湾(1.5)、ベトナム(1.2)、日本(1.1)であり、対米輸入結合度が高いのは、マレーシア(2.8)、フィリピン(2.8)、ベトナム(1.8)、日本(1.6)、タイ(1.5)であった。

図表2 半導体の輸入結合度

輸入先 輸入国	中国	台湾	日本	韓国	米国	ベトナム	マレーシア	フィリピン	タイ	シンガポール
中国	—	2.4	1.4	1.9	0.7	2.7	1.4	0.9	1.3	0.2
台湾	1.5	—	3.2	1.7	0.2	0.8	0.1	3.2	2.8	0.6
日本	1.1	3.4	—	0.5	1.6	0.4	0.7	1.1	2.8	0.3
韓国	2.3	1.8	2.1	—	0.2	3.5	0.6	0.5	0.9	0.5
米国	0.4	0.6	1.0	0.7	—	5.5	6.4	1.0	5.0	0.2
ベトナム	1.2	1.1	2.0	2.9	1.8	—	0.4	0.4	1.3	0.1
マレーシア	0.9	1.7	2.3	0.6	2.8	0.9	—	1.0	1.8	1.2
フィリピン	0.7	1.4	2.4	2.1	2.8	0.9	0.5	—	1.8	0.8
タイ	0.8	2.0	3.6	0.7	1.5	0.4	1.2	1.3	—	0.4
シンガポール	0.6	2.8	1.0	1.2	0.5	0.6	2.6	2.6	2.5	—

(注) 台湾は国ではなく地域。

(資料) UN Comtrade より筆者作成。

まとめ

ここまで、前半は中立的なSCについて論考し、後半は輸出入の結合度による半導体のSCの実態を概観した。そこから見えてきたものは、米中の半導体を巡るSCの相互依存の度合いは大きくないということであった。一方で、中国は台湾、韓国、ベトナムと高い結合度を示し、米国は東南アジア諸国と高い結合度を示した。特に米国は半導体の後工程をベトナムなどに依存しており、対ベトナム輸入結合度は5.5と極めて高い水準に達している。ベトナムの地政学的リスクについては、現時点ではそれほど目立ってはいないものの、高すぎる結合度は一極集中リスクを意味するものであることから、一定の留意が必要であろう。

そして、ここで注目しておくべきは台湾であろう。台湾は半導体生産で世界有数であるものの、米国と中国との直接貿易から見た今回の結合度は、両国とも低水準であった。これは、台湾メーカーによる半導体生産が、台湾領内だけで行われているのではなく、海外生産比率が高いことが理由のひとつと考えられる。また、結合度が低いとは言っても、結合度はシェアの比較であるので、貿易規模は加味していない。台湾の半導体輸出規模は全世界の輸出総額の14%を占める。つまり、台湾で生産された半導体が入手困難になった場合、米国への影響について、結合度が低いことを理由に軽微であるとは言えず、多くの産業で半導体の欠品によるSCの途絶が引き起こされる可能性がある。

台湾は日本、韓国、東南アジアと高い結合をもっている。台湾有事などの地政学的リスクを考慮するならば、台湾に生産立地する半導体関連のSCは寸断リスクが高い。日本や米国が台湾の半導体メーカーを誘致する動きを加速させているのも、こうした台湾リスクを意識した動きなのである。

中立的なSCについて論考を進めてきたが、そもそもフラグメンテーションによる国際的な工程間分業の広がりや、産業内水平分業の国際的深化は、自由貿易や国際社会の平和が前提である。地政学的リスクで生じる政治的な変化に順応したSCの構築は困難なことであろう。この点、中立的であると同時に、生産拠点の分散化や調達ルートの複線化といったこともリスク耐性を高めるためには重要となる。日本企業は歴史的に東アジア、東南アジア諸国へ直接投資を行ってきた。幅広い地理的範囲に展開するSCを二次展開、三次展開と投資増強と移転を重ねてきた。その過程で日本の国内生産は風前の灯となり、多くの製造業がもはや日本国内にマザー工場を持たないといった状態にある。本稿で議論した安心・安全なSCの実現にはコストがかかる。今後、消費者の意識もサプライチェーン・フレーションを許容するようになるのであれば、国内生産比率を高めることもリスク耐性を高めることになるのではないかと。SCの再編において、国内回帰についても、分散戦略の中で考慮されるべきであろう。

（執筆者連絡先）

専修大学 商学部 教授 池部亮

E-mail : ikebe@isc.senshu-u.ac.jp



全人代の経済運営方針から見る中国の高学歴化と雇用のミスマッチ

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
研究員 丸山健太

1. 「安定」最優先のもと雇用重視が鮮明に

全国人民代表大会（日本の国会に相当、年1回）が2022年3月に開催された。初日の「政府活動報告」では、例年と同様、前年の経済情勢の総括と本年の政策運営方針が示され、5年に1度の共産党大会を秋に控える2022年の経済運営は「安定」を最優先とする方針が強調された。

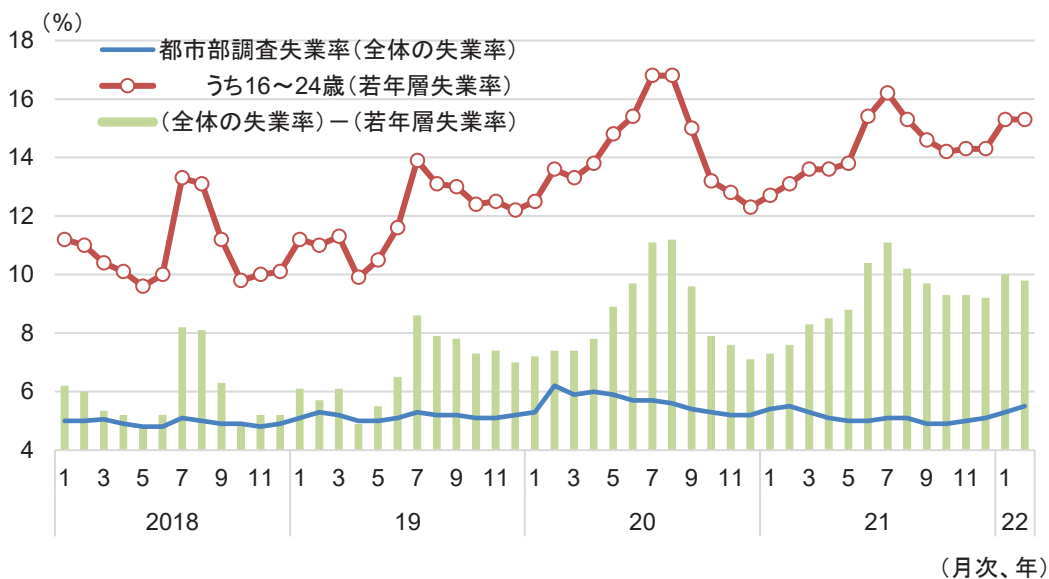
「政府活動報告」ではいくつかの数値目標も示された。実質GDP成長率目標が「5.5%前後」に引き下げられたことに関心が集まったが、「安定」最優先のもと、雇用重視の姿勢も鮮明となった。同報告では、財政・金融政策の中心に雇用優先を据えたとしたほか、就業・起業への政策支援を強化するなど、雇用安定・雇用創出に積極的な方針が示された。

雇用関連の数値目標では、「都市部新規就業者数1100万人以上」と「都市部調査失業率（失業率）5.5%以下」が示された。前者は2021年と同様であったが、後者は2021年の「同5.5%前後」から目標レベルがやや引き上げられた。2021年実績は前者が1269万人、後者が5.1%だったことから一見すると、いずれの目標も達成は容易に見える。もっとも、失業率はこのところ再び上昇に転じ、直近2月は5.5%に悪化するなど、雇用情勢は楽観を許さない。

2. 若年層の雇用悪化が顕著

中国の雇用情勢については、若年層（16～24歳）の雇用悪化が顕著となっていることも懸念される。16～24歳の失業率は15%前後で推移するなど、全体より高い（図表1）。特に、2019年後半以降、若年層失業率と全体の失業率の差は拡大傾向にある。

図表1. 都市部調査失業率の推移

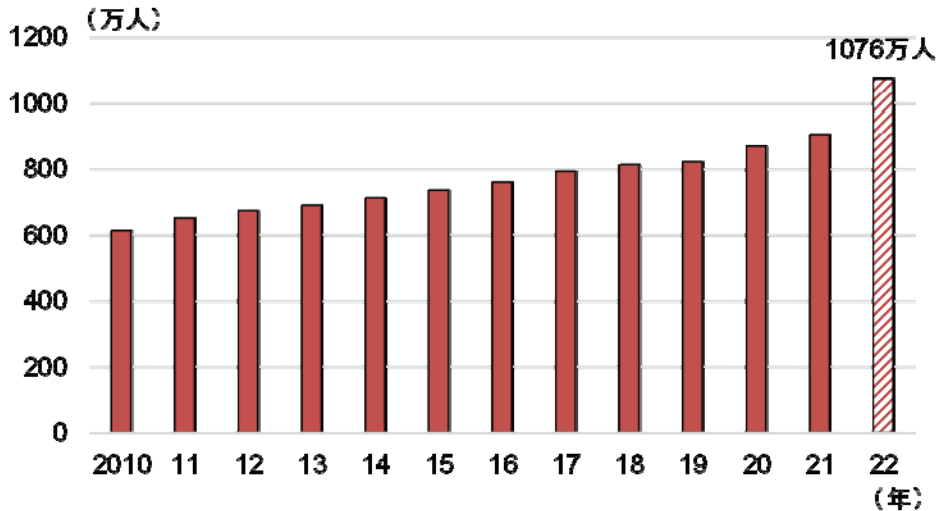


(出所) 国家統計局より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

3. 大卒者が増加する中、雇用のミスマッチが深刻化

中国では、高学歴化の進展により大卒者数は年々増加し、2022年の卒業生数は初めて1000万人を超える見込みである(図表2)。前年からの大幅増が見込まれる背景に、職業教育拡充の一環として、2019年に政府主導で2~3年制の高等専門学校¹の入学定員が100万人分増加したことがある。2022年は、当時の入学者の大部分が卒業する年にあたる。

図表2. 大学(高等専門学校、大学院を含む)卒業生数の推移



(注) 2022年の数字は中華人民共和国教育部の推計値

(出所) 中華人民共和国教育部より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

政府が公表する都市部求人倍率(求人数÷求職者数)は2021年平均で1.57倍と、求人数が求職者数を大きく上回っており、1000万人の大学新卒者を吸収するだけの労働需要はあるといえる。

しかし、雇用のミスマッチが先述の若年層の雇用悪化を招いており、政府目標である雇用改善が順調に進まない懸念がある。ミスマッチの背景には、大学新卒者の希望職種が専門知識を要するホワイトカラーに偏る一方、労働需要が強く、人手不足が深刻化しているのは、コロナ禍で重要性が再確認された販売員や配達員といった、日常生活を維持するために不可欠な、いわゆる「エッセンシャルワーカー」や、輸出好調な製造業におけるブルーカラー職種であるという事情がある。

例えば、上海市では、2021年7~9月期において、企業の求人より求職者の方が多く、求人倍率が低い業種を見ると、「不動産経営管理専門職(求人倍率:0.5倍)」、「会計専門職(同:0.5倍)」、「図書資料専門職(同:0.5倍)」と、いずれも専門知識を要するホワイトカラー職種である。一方、企業の求人は多いものの求職者が少なく、求人倍率が高い業種は「商品販売員(求人倍率:8.0倍)」、「その他機械製造基礎加工職(同:6.0倍)」、「顧客サービス管理員(同:4.0倍)」などで、いずれも求人倍率は日本の介護職を上回り²、人手不足が深刻になっている。また、天津など他の主要都市では、「配達員」や「冷蔵庫製造工」、「エアコン製造工」の求人倍率が高く、接客業やブルーカラーの職で人手不足が目立つ。

こうした労働市場での職種ごとの需給のミスマッチは、大卒者の増加が続くことにより、一段と拍車がかかると見られる。また、IT専門人材などについては、企業が求める水準を大学新卒者が超えていないことも、雇用のミスマッチを生む一因とされる。

¹ 中国語で「高等職業院校」。大学と同様に高等教育の一形態である。

² 日本の「介護サービスの職業」の有効求人倍率(パートタイムを含む常用)は、3.60倍(2021年平均)だった。

4. ミスマッチ解消に向けた課題

大卒者数の増加とともに一段と強まる雇用ミスマッチの傾向を放置すれば、人手不足がより深刻化し、経済成長の鈍化につながるほか、就職難が社会不安に発展する懸念もある。

ミスマッチ解消のためには、2つの方策が考えられる。第一に、「エッセンシャルワーカー」やブルーカラー職種の魅力を向上させることである。魅力の向上には、企業によるところは大きいですが、賃金上昇などの待遇改善が重要であろう。また、政治的な啓発活動などを通じて、これらの職種は「エリート層」である大卒者が就くものではないという価値観を払拭することも必要となる。

第二に、産業用ロボットの導入などを通じた無人化・自動化により、「エッセンシャルワーカー」などの職での人手不足を解消することである。同時に、産業高度化を進め、高学歴労働者の希望を満たす職を創出するとともに、高学歴労働者がその職に相応なスキルを身に付ける機会を提供する職業教育の拡充も欠かせない。

いずれも、社会の意識変革や産業の資本・技術集約化を加速させる必要があり、その実現は容易ではない。もっとも、雇用のミスマッチ問題の解消は、社会秩序安定の維持や経済成長の持続のためにも、政権にとって優先度の高い課題である。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : k.maruyama@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



急速な人民元安進行も経済対策の一翼か

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
チーフアナリスト 井野鉄兵

4 月のレビュー

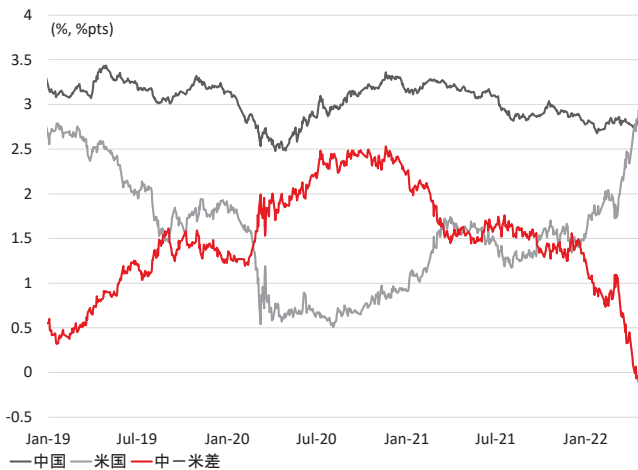
中国人民元の対ドル相場は 6.34 台前半で取引開始。上海などでの行動制限による景気悪化の懸念が国内金融市場の心理を圧迫、人民元は弱含みとなった。清明祭の連休明け 6 日には 6.37 台まで下落し、その後も同水準近辺で推移した。13 日には内閣にあたる国務院が預金準備率引き下げの方針を示すと、翌 14 日には 6.38 台まで下落する場面があった。もっとも、人民銀は 15 日に預金準備率の 25bp 引き下げを発表するも、国内市場では足もとの景気鈍化を受けて 50bp 程度の引き下げを見込む向きが多かった模様。また、前週に金融機関の調達金利のベースとなる中期貸出ファシリティ (MLF) 金利を据え置いたことと併せ、人民銀の金融緩和姿勢は慎重との解釈もあって、人民元相場への影響は限られた。その後は、米金利の上昇圧力が強まり、中米長期金利が 2010 年以來の米国優位の形勢となるなかで、19 日以降は人民元安圧力が強まった。国内での新型コロナウイルス感染拡大により、首都北京でのロックダウン実施の可能性も視野に入るなか、人民元は加速度的に下落し、25 日には昨年 3 月以来となる 6.57 台後半まで下げ幅を拡大している。こうした急速な人民元安を受け、人民銀は 25 日、5 月 15 日からの外貨預金準備率引き下げを発表。外貨の流動性供給を強化し、国内市場における人民元売り圧力を吸収する方針を示した。これを受けて、26 日以降は人民元安の流れが一旦止まっており、本稿執筆時点では 6.56 台で推移している。対円相場は 19.30 台で取引開始。3 月からの円安基調が続くなか、月初から断続的に水準を切り上げる展開が続いた。19 日には、2015 年 8 月以来となる 20 大台まで上伸。翌 20 日には 20.20 台まで上昇している。ただ、その後は円安進行が一服した一方、人民元安となったことで反落。月末にかけて 19.30 台まで下落している。

想定よりも急速な人民元安進行

先月の本稿では、「当面は人民元安が意識される時間帯」「コロナ禍の人民元高局面の終焉が視野」と指摘した。しかし、4 月後半の人民元安進行は、こうした想定以上だったと言わざるを得ない。

昨年後半以降、中国と米国の金融政策の方向性の違いが鮮明となり、金利面での人民元の優位性が徐々に剥落してきた。ただ、コロナ禍以降の貿易、経常収支の黒字拡大による、国内輸出勢を中心とする人民元調達需要も根強いとみられることから、人民元安は緩やかなものとなると予想していた。しかし、ここもとの一段の米金利上昇により、中米長期金利の関係は一時米優位にまで転じた (第 1 図)。また、中国政府の「ゼロコロナ」戦略堅持の姿勢は変わらず、足もとでは首都北京でもロックダウン実施が取り沙汰される状況となったことで、中国経済への先行き懸念が拡大した。3 月初めの第 13 期全国人民代表大会第 5 回会議 (通称「全人代」) にて示達された「前年比+5.5%前後」との目標達成に早くも黄色信号が灯ったと言える状況だ。こうしたなか、国内金融市場では株価の下落が顕著となり、上海総合指数は 1 年 11 か月ぶりの安値を記録 (第 2 図)。すでに債券市場を中心に流出が観測されている対内証券投資が一段と流出することで、人民元安を加速させたものと推察される。

第1図：中国と米国の長期金利、同差



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：中国と米国の株価指数



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

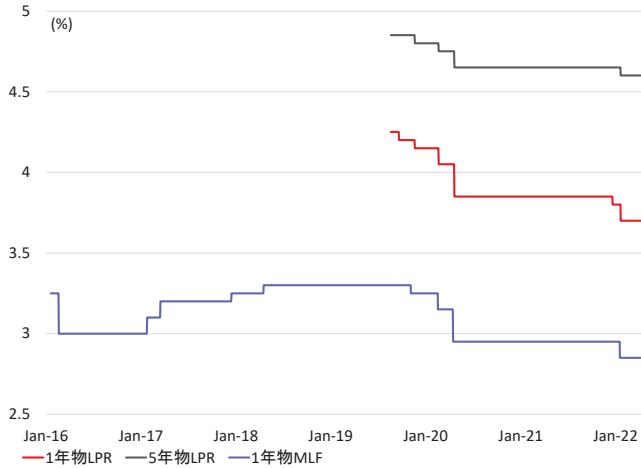
人民銀は対応に苦慮も、為替は人民元安を容認

強まる景気減速圧力と、急速な人民元安への対処を同時に求められる人民銀の行動には苦心の跡が垣間見られる。景気の下支えはすなわち金融緩和方向である一方、その結果が人民元安でもあるからだ。

まず、金融政策面で人民銀は4月、預金準備率の引き下げに踏み切ったが、MLF や最優遇貸出金利 (LPR) は市場の予想に反して据え置きとした (第3図)。預金準備率引き下げ時の声明では、健全な金融政策の継続、過剰な金融緩和の回避、内外バランスの考慮といった指針を示している。経済の「安定」成長促進と同時に、インフレ加速や金融面での不均衡拡大を防ぐことが求められる人民銀としては、経済状態の悪化が進むなかにあっても、なりふり構わぬ金融緩和というわけにはいかないところだろう。預金準備率引き下げを決定した15日の時点で予見していたかは定かではないものの、対内証券投資の流出はすでに観測されている状況であったことから、積極的な金融緩和実施で人民元が急落するリスクも視野に入れていた可能性もありそうだ。

次に、通貨政策面では、25日に外貨の預金準備率引き下げを決めている。本件は、国内金融機関に対し、強制的に積み立てさせる外貨の準備預金額を削減するものであり、結果として市中に外貨の流動性が供給され、外貨買い圧力を吸収するものとなる。急速に進行する人民元安に対応する措置とみて間違いはないだろう。ただ、本邦でも一部報道でみられるような、当局が「人民元安抑制に躍起」になっているという評価は、必ずしも正しくはないと考えておきたい。現時点では、今回の措置は人民元安のスピード抑制が目的とみるべきだろう。人民銀は昨年、この外貨の預金準備率を人民元高対策の一環として6月に5%から7%に、さらに12月には7%から9%に引き上げていた。その点に鑑みると、今回の引き下げは9%から8%にするにとどまる。また、人民元急落から本件措置の前後に至るまで、当局からは人民元安進行に対する「不快感」の表明はない。コロナ禍以降、対ドル相場で最大12%程度、名目実効為替相場である人民元指数で最大17%の人民元高を経験したが、当局は強いファンダメンタルズ、対米関係、輸入インフレといったことを踏まえて、輸出競争力の低下に目をつぶって人民元高を許容してきた経緯がある (第4図)。現状では、景気下支えのために金融緩和が求められる環境でもあり、人民元安がここまで我慢を強いてきた国内輸出企業を支える経済対策にもなり得ることに鑑みれば、当局としては急速な為替相場の変動こそ牽制するものの、その方向性すなわち、人民元安を否定するものではなからう。

第3図：諸政策金利



(注) LPRは2019年9月に公表開始

(資料) 中国人民銀行より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元対ドル相場と人民元指数



(資料) CFETS、Bloombergより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

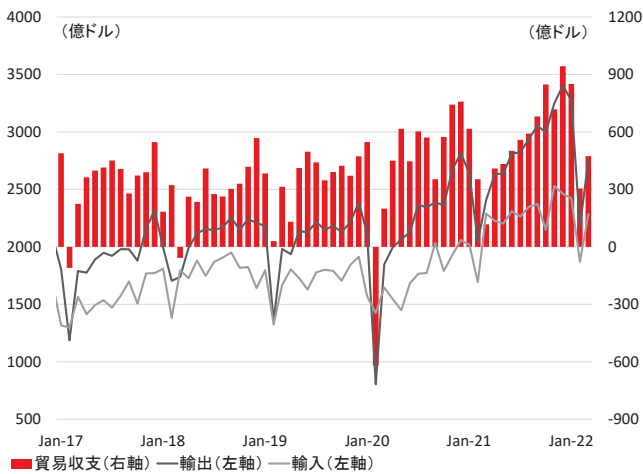
人民元は緩やかな下落局面入りか

本稿執筆時点では、人民銀による外貨の預金準備率引き下げ発表もあり、加速度的な人民元安には一旦止むがかかっている。目先は調整的な人民元の反発もあるだろう。ただし、やはり足もとの動きは、コロナ禍における人民元高局面の終焉を象徴するものである可能性があるともみておきたい。

この2年程度の人民元高の原動力は、政府による強力なゼロコロナ戦略の結果、国内経済活動が早々に回復し、その後維持するなど中国経済の安定成長を実現したことにある。周辺アジア諸国が経済活動の抑制を繰り返すなか、中国は「世界の工場」としての存在感を回復し、通信機器から医療品など、コロナ禍における特需も取り込んだ。この結果、輸出が増加、貿易・経常収支の黒字が拡大し、いわゆる実需の人民元買い需要が人民元高を牽引してきたものだ(第5図、第6図)。一方足もとでは、周辺国を含めた世界的な潮流は「コロナとの共存」となり、各国が続々と経済活動を正常化させている。そうしたなかで、中国はゼロコロナ戦略を堅持し、足もとでは経済活動の制限を強めている。外為当局はかねて、今後の輸出の増勢鈍化を警告してきたが、輸出拠点としての存在感は当局の見通し以上に低下するおそれもあり、輸出の鈍化リスクは高まっていると言えよう。もちろん、内需抑制による輸入の減退も見込まれることから、貿易・経常収支が著しく悪化するかどうかは今後の行動制限の長さ、深さ次第となる。ただ、原油など資源価格が高止まりする現状を踏まえると、内需の減速ほどには輸入が減少しないこともあるだろう。いずれにせよ、方向性としては収支悪化をみておくべきと考えられる。

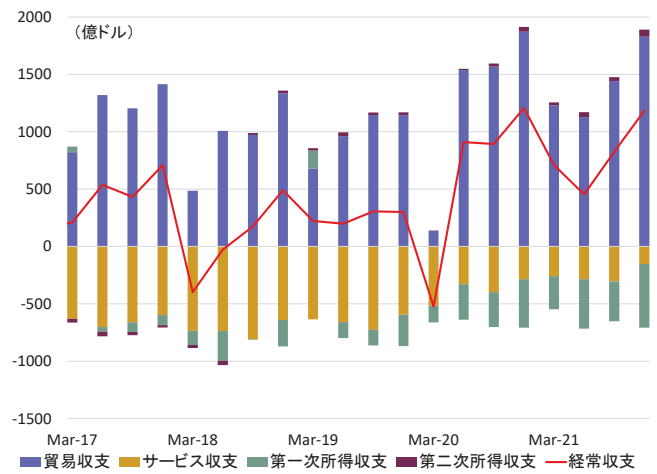
また、人民銀の金融政策はこの先も緩和バイアスが維持される見込みだ。仮に各地に広がっている行動制限が早々に解消される状況となっても、金融政策には景気下支えの役割が求められる環境が続くだろう。したがって、当面は米国などと比べた、人民元建て資産の優位性も薄れたままになると考えられる。こうした点も踏まえ、人民元の予想レンジを下方修正する。

第5図：貿易収支 (3月まで)



(資料) 中国税関総局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：経常収支 (21年10-12月期まで)



(資料) 中国SAFEより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

予想レンジ

	22年5月～6月	7月～9月	10月～12月	23年1月～3月
USD/CNY	6.450～6.700	6.450～6.750	6.500～6.800	6.500～6.850
CNY/JPY	18.8～20.2	18.5～19.9	18.3～19.7	18.0～19.4

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2022年4月28日)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

チーフアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei_ino@mufg.jp



税務会計: 税関総署による「中華人民共和国税関総合保税区管理弁法」の公布

KPMG中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

概要

中国の税関総署は、2022 年 1 月 1 日付けで「中華人民共和国税関総合保税区管理弁法」(税関総署令第 256 号、以下「新規定」)を公布した。この新規定は、総合保税区を対象とした、初めての正式な管理弁法として同年 4 月 1 日から施行された。これによって、総合保税区のよりハイレベルな開放を実現するために、規範的かつ具体的な管理制度が確立されたことになる。旧規定*を統合した上で、総合保税区の開放と発展に関する指導理念に基づき、税関特別監督管理区域に適用される各種政策・法規を効果的に統合した。

税関特別監督管理区域に設立された、または設立予定のある企業にとって、新規定の関連内容を把握しコンプライアンス経営を展開するとともに、より多くの政策メリットを享受することは極めて重要である。

*旧規定とは、「中華人民共和国税関による保税物流園区的管理弁法」及び「中華人民共和国税関保税港区管理暫定弁法」である。

背景

国務院弁公庁による「税関特別監督管理区域の統合・最適化加速方案」(国弁発〔2015〕66 号)、「総合保税区のハイレベルな開放・高品質な発展の促進に関する若干の意見」(国発〔2019〕3 号)(以下「3 号文」)の要件に基づき、税関特別監督管理区域を最適化・統合し、155 の総合保税区(以下「総保区」)を形成した。今回の新規定は、保税港区と保税物流園区で適用されている従来の管理規則を統合し、総合保税区管理弁法として統一して明確にするとともに、総保区を対象とした新規定も追加した。

具体的な改定内容

主な更新方向	重要な追加・改定内容
立法事実の追加と更なる整備	<ul style="list-style-type: none"> 検査・検疫関連法規、食品法などに関する法的根拠を追加した(第 1 条)
散在している新規定を統合し、全国 155 の総保区の管理に適用される	<ul style="list-style-type: none"> 固形廃棄物関連管理(第 22 条、第 23 条)、増値税一般納税者の試行資格(第 42 条)、区外委託加工の請負(第 27 条)、国内販売の選択的な課税(第 18 条)などの法規・公告を全面的に統合する

<p>総保区で実施可能な事業範囲を追加・明確化し、総保区の機能を拡大することにより、区内産業チェーンのハイエンドへの発展を促進し、付加価値を向上させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに追加された事業には、「再製造」「ファイナンス・リース」「越境 EC」「先物保税受渡」などの新事業が含まれる (第 5 条)
<p>貿易便利化を反映した管理措置により、区内の競争力を強化させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出入区管理の簡素化 (第 43 条)、出区の検査・保守管理規定の最適化 (第 28 条)
<p>検査・検疫に関する規定を追加し、税関と検査機能を統合した税関の役割を反映する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区内と国外との間で搬出入される貨物などの検疫方法を明確にし、出入国プロセス (すなわち「一線 (国境線)」) における検疫を実施する (第 10 条) 区内と区外との間で搬出入される貨物などに対して検疫を実施しないことを明確にした (第 17 条) 検査に関する規定はまだ公布されておらず、新規定はガイドライン的な規定のみで構成され、関連規定に従って実施する (第 38 条)

注目ポイント

新規定は、旧規定である「中華人民共和国税関による保税物流園区的管理弁法」及び「中華人民共和国税関保税港区管理暫定弁法」と比較すると、以下のとおり、いくつかの重要な変更がある。

- 3 号文の指導理念に基づき、いくつかの便利化と最適化に係る管理措置を追加した。例えば、中国国内から入区し、輸出関税、許可証、税金還付を必要とせず、かつ税関の統計対象でない貨物に対して、便利な出入区管理を実施する。区内企業の集中申告手続きの期間を調整し、「月次申告」から「四半期ごとの申告」に変更した。出区する貨物の検査・保守管理規定を最適化し、検査・保守期間を従来の「60 日+30 日」から、特別な事情があつて税関の承認を得た場合、「契約期間を超えない範囲」などに延長できるようにした。
- 税関業務許可手続きの簡素化により、税関行政の簡素化・権限委譲を反映する。例えば、外注加工に関する規定、及び区内企業の加工生産過程で発生した切れ端、不良品、副産物を区外に搬出して販売する場合、税関への手続き、申請の提出及び税関の許可取得という旧規定の要件をそれぞれ削除した。不可抗力により貨物が破損または滅失した場合、「国外に返品せず、区外への搬出を求める場合、区内企業が申請して、保税港区の所轄税関から許可を得て、税関が査定した価格に従って課税する」という要件を削除した。
- 新規定では、区外委託加工の請負、増値税一般納税者の試行資格、国内販売の選択的な課税、国務院が総保区の設立を承認した日から、国外から総保区に搬入された区内企業の自社用機器・設備に総保区の政策を適用できることなど、3 号文に含まれる既に施行中の法規・公告を全面的に統合した。更に、信用管理を最適化し、奨励対象でありかつ基準に適合した企業に最高級の信用格付けを直接付与する。企業の国内販売の円滑化等に向けて、総保区で生産製造された携帯電話、自動車部品などの主要製品を自動輸入許可管理貨物目録から除外する。国外から入区した医療機器及び食品に対して革新的な検査モデルを構築する、などいくつかの政策が段階的に実施されている。

なお、上記新規定は中国にある 168 の税関特別監督管理区域の 92.3% を占める 155 の総保区のみ適用されるため、下表に記載した 13 の税関特別監督管理区域は依然として総保区に属さず、それぞれの監督管理規定に従って管理する必要がある。

税関特別監督管理区域	155 の総合保税区に含まれていない その他の税関特別監督管理区域 リスト	関連規定
9 つの保税区	上海外高橋、天津港、大連、寧波、 厦門象嶼、福州、福田、広州、珠海	各地域で公布された保税区条項及び 管理弁法
1 つの輸出加工区	広東広州輸出加工区	税関による輸出加工区監督管理弁法
1 つの越境工業区	珠澳越境工業区珠海園區	珠澳越境工業区珠海園區管理弁法
2 つの保税港区	海南洋浦保税港区	税関による洋浦保税港区監督管理弁 法
	張家港保税港区	関連条項及び管理弁法なし

KPMG からの提案

「新規定」は、総保税区管理弁法における空白を埋めるものであり、中国の総保税区改革開放に適応し、国際管理体制と統合するためのマイルストーンでもある。経営者には下記のとおり早急に対応されるよう提案する。

- 「新規定」に基づき、業務で関わる可能性のある総保税区における関連管理措置及び利用可能な政策の優遇措置を整理し、政策メリットを活用して物流・通関コストを削減し、改善し最適化する。
- 「新規定」は行政の簡素化・権限委譲を基本方針として、企業の自己コンプライアンス管理に、より高い要求を提示し、存在し得るリスクポイントを特定し、関連リスクを最小限に抑える。区内企業は内部コンプライアンス制度を確立・整備し、日常の輸出経営活動を効果的にモニタリングする必要がある。
- 「新規定」は、現行法規を統合して、統率の役割を果たしている。適用される具体的な管理措置及び実務における詳細について、企業は具体的な法規に従い実施する必要がある。後続して実施細則及び関連する監督管理政策が相次いで公布されるものと思われるため、関連法規定の今後の動向に注目し、管理措置や実務を改善されるよう提案する。
- 関連業界は、総保税区の発展に係る政策の優遇措置及び今後公布される政策のメリットに留意する必要がある。例えば、2021 年 12 月に総保税区保守製品目録の第 2 弾を改定・公布するとともに、区内企業が自社グループの国内自社製品の保守を実施でき、保守製品目録に制約されないことなどを明確にした。総保税区で製造された携帯電話、自動車部品などを自動輸入許可管理貨物目録から除外し、企業の国内販売の円滑化を促進する。国外から入区した医療機器及び食品などに対して革新的な検査モデルを構築する、など。

参考資料：その他の改定内容

	変更点	関連説明	対応する条項
1	総保税区の定義に言及していない	旧規定を踏まえて、旧規定における「保税港区」「保税物流園區」の定義を削除したものの、「総合保税区」に関する定義には言及していない	適用対象外

2	監督管理の範囲をより詳細に説明	<ul style="list-style-type: none"> 従来の「貨物」を「貨物及びその外装、コンテナ」に変更し、「場所」を削除した 	第 2 条、第 10 条、第 17 条
3	総保区の関連地域フェンスに関する条項を削除	<ul style="list-style-type: none"> 「区外との間で税関の監督管理要件を満たすゲート、フェンス、監視カメラシステム及び税関の監督管理に必要なその他の施設を設置しなければならない」条項を削除した 	適用対象外
4	旧規定における保税展示の関連条項を削除	<ul style="list-style-type: none"> 区内展示については第 5 条における「展開可能な業務」で規定されており、別途規定しない。削除後に区外展示に関する法的根拠はない 	適用対象外
5	生活消費施設及び商業小売業の展開を制限しない	<ul style="list-style-type: none"> 旧規定における「保税港区内で商業性の生活消費施設の設置及び商業小売業の展開を行ってはならない」条項を削除した 	適用対象外
6	帳簿設定などの要件の調整	<ul style="list-style-type: none"> 区内企業が会計法及び関連法規に従って帳簿の設定と会計計算を行う要件を削除した 企業が財務管理を規範化する条項を追加した 区内企業が税関の査察・検査に協力し、関連する帳簿や証憑などの書類と電子データを如実に提供する条項を追加した 	第 35 条、第 36 条
7	輸出入禁止管理を一線（国境線）まで拡大する	<ul style="list-style-type: none"> 国によって輸出入が禁止されている貨物・物品は保税港区／園区に搬出入してはならないという条項から、「総保区と国外との間で搬出入してはならない」に改定した 	第 7 条
8	国外から園区内に搬入される免税貨物に対して減免税貨物に準じて管理する規定を追加	<ul style="list-style-type: none"> 国外から園区内に搬入される免税貨物は減免税貨物に準じて管理することを明確にした。輸出通関申告方式で総保区に搬入される貨物は保税されることを明確にした。総保区内の貨物は監督管理期間が満了した時点で自動的に監督管理から解除されることを明確にした 	第 13 条、第 20 条
9	区内企業管理	<ul style="list-style-type: none"> 分枝機構の設立には税関の承認を得る必要はなく、法律に従って税関への登録や届出を行うこととする。食品生産企業は法律に従って中国国内での生産許可を取得する必要がある条項を追加した 	第 34 条

(監修者連絡先)
 KPMG 中国
 華中地区日系企業サービス
 税務パートナー
 徐潔 (Xu Jie)
 中国上海市静安区南京西路1266号 恒隆広場ビル2 25F
 Tel : +86-21-2212-3678 E-mail : jie.xu@kpmg.com



法務:輸出管理内部コンプライアンス整備に向けてのガイドライン

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

2021 年は、中国輸出管理法制が全面的に発足した年であった。国家輸出管理の主管部門（以下「主管部門」）が輸出管理の分野における各種の措置を具体化し、法執行を強化する中、輸出管理内部コンプライアンス体系の確立に関する中国企業への要求もさらに高まり、国際情勢を踏まえた事前のコンプライアンス整備が求められるようになった。

2020 年 12 月 1 日より施行された「中華人民共和国輸出管理法」（以下「輸出管理法」）においては、主管部門が関連する業界の輸出管理ガイドラインを適時に公布し、輸出事業者による健全な輸出管理内部コンプライアンス制度の確立及び経営の規範化を指導すると、明確に定めている。これについて、商務部は国の輸出管理部門として十分な調査・検討及び専門家への意見聴取を行ったうえ、2021 年 4 月 28 日に「デュアルユース品目輸出事業者による輸出管理内部コンプライアンス制度の確立に関する指導意見」（商務部公告 2021 年第 10 号、以下「10 号公告」）を公布し、実務の観点からより詳細な運用指針を企業に提示した。14 年前の 2007 年にも、商務部は「デュアルユース品目及び技術の輸出事業者による内部輸出管理制度の確立に関する指導意見」（商務部公告 2007 年第 69 号）を示しており、10 号公告は、この旧公告とデュアルユース品目輸出管理規定の点で共通する。一方で、企業の輸出管理内部コンプライアンス制度の基本的な要素をさらに改善し、附属文書として「デュアルユース品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」（以下「ガイドライン」）も新たに定めるなど、中国の輸出管理を大きく発展させる内容となっている。

本稿では、この「ガイドライン」について、企業による活用の観点から概要を紹介するとともに、企業自身が輸出管理内部コンプライアンスを実際に展開する際の参考点を提示したい。

II 企業に対する「ガイドライン」の意義

輸出管理法は輸出管理内部コンプライアンス制度の確立を企業に強制せず、「ガイドライン」もあくまで一般的な指針として指導・参考の意義を有するものである。企業が「ガイドライン」に照らして輸出管理内部コンプライアンス制度を確立しても、その後、規定に違反した場合、責任が完全に免除されるわけではないと解される。

一方、10 号公告は輸出管理法第 14 条¹を踏襲し、「内部コンプライアンス制度の確立と運用の状況に基づいて、輸出事業者に相応の許可の便宜を与える」と定め、「信義誠実・法令遵守・便宜化」の原則を示している。さらに 10 号公告は、「中華人民共和国行政処罰法」第 32 条 1 号²が輸出管理の分野でも適用されることを強調し、「デュアルユース品目輸出管理規定に違反したものの、違法

¹ 第 14 条によると、輸出事業者が輸出管理内部コンプライアンス制度を確立し、かつ、その運用状況が良好であるとき、国家輸出管理の主管部門は、その事業者に関連する管理品目の輸出に対して包括許可等の便宜措置を与えることができる。その具体的な方法は、国家輸出管理の主管部門が定める。

² 第 32 条 1 号によると、当事者が違法行為の危害結果を自発的に除去し又は軽減した場合、軽い行政処罰とし又はその軽減を行わなければならない。

行為の危害結果を自発的に除去し又は軽減するなどの事情があるときは、法に基づいて軽い行政処罰とし又はその軽減を行う」と定めている。したがって、企業が「ガイドライン」の原則と要素に基づいて輸出管理内部コンプライアンス制度を確立し、これに基づいて輸出管理規定違反が生じた際、速やかに救済措置を講じた場合は、主管部門に対し軽い行政処罰又はその軽減を求めることができる。また、有効な輸出管理内部コンプライアンス制度は、輸出管理規定違反のリスクの低減、一般許可等の円滑化措置の取得、良好な企業イメージの形成などにおいても企業に有益となる。

III 輸出管理内部コンプライアンス制度の確立に関する3つの基本原則

10号公告では、輸出管理内部コンプライアンス制度の確立について、合法性原則・独立性原則・実効性原則という3つの基本原則を明確化した。

まず、合法性原則とは、主管部門が企業に対してコンプライアンス経営の意識の確立を望み、企業の行為は中国の輸出管理法令の規定に適合しなければならず、それに反するときは相応の法的責任を負うというものである。10号公告は、この原則を企業及びその従業員のボトムライン思考としなければならないと強調している。

また、独立性原則については、企業の経営管理の観点からすると、コンプライアンス制度は企業内部管理にとって重要であり、他の管理体系からは独立したものであり、国の輸出管理規定に違反する行為に対しては内部コンプライアンス体制（一般的に輸出管理コンプライアンス委員会又は輸出管理責任者）³により単独の拒否権（以下「一票拒否権」）を行使できると提示している。

さらに、実効性原則については、効果的な企業輸出管理コンプライアンス体系は容易に確立されるものではないと強調し、企業の事情に基づき、管理職による重視、全員の参加、定期的な評価、継続的な改善を通じて日常の経営に適用できるコンプライアンス体系を確立し、企業の管理に於いて効果的に実行される制度づくりを推奨している。

IV 輸出管理内部コンプライアンス制度の基本的な要素

10号公告及び「ガイドライン」によると、良好な輸出管理内部コンプライアンス制度は、ポリシーステートメント（方針・声明）の策定、組織機構の構築、全面的なリスク評価、審査手続の確立、緊急対応措置の策定、教育・研修の実施、コンプライアンス監査の整備、文書資料の保存、管理マニュアルの作成という9つの基本的な要素を含んでいる。「ガイドライン」は、この各要素について主要な内容及び実施の要点の両面から具体的に説明するとともに、参考例と参考フォームも提示している。以下、9つの要素について詳述する。

1. ポリシーステートメントの策定

ポリシーステートメントの策定とは、企業の最高管理者又は主要責任者が国の輸出管理規定の遵守に関するコンプライアンス方針・声明に署名して、全従業員に伝えなければならないものである。さらに、状況を見て提携パートナーにも声明を出し、必要に応じて従業員及び提携パートナーに輸出管理コンプライアンス承諾書への署名を要求できる。この声明は、少なくとも、①国の輸出管理規定の遵守に関する会社の基本的な立場を公表し、どのような状況下でも輸出管理関連規定に違反する商業活動を行わないと誓約すること。②従業員に対し輸出管理関連規定を熟知して真摯に遵守することの重要性を強調し、輸出管理関連規定に違反した場合に発生しうる重大な結果と受けうる処罰を列挙すること。③企業の輸出管理コンプライアンス連絡担当者とその連絡先を提示し、問題に遭遇した従業員に対する適切な対応策を速やかに提供すること。これら3つの内容を含んでいなければならない。

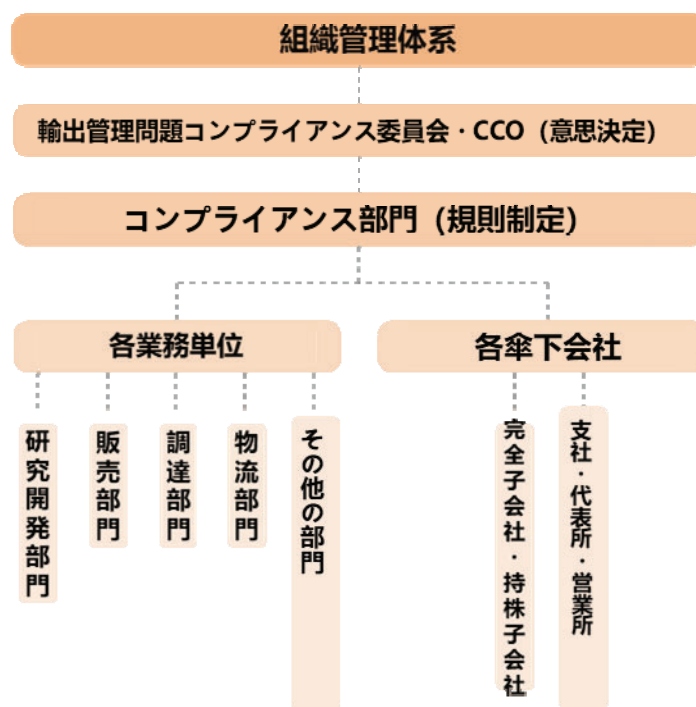
³ 内部コンプライアンス体制の構築については、本稿で後述するIV2.を参照。

このような行動によって、企業のコンプライアンス体系確立の作業の重要性を管理職に注意喚起するとともに、対外的な信用の向上という観点から、企業がコンプライアンス管理の関連作業を適切に進め、声明が提示する作業を的確に効果的に実行することができる。

2. 組織機構の構築

「ガイドライン」では、企業に対し、【図 1】のような輸出管理コンプライアンス委員会（意思決定）－コンプライアンス部門（規則制定）－各業務単位（実行）という組織管理体系を参考として示すとともに、3者の職責とその分掌について詳述している。

【図 1 組織管理体系】



※各種資料を基に筆者作成

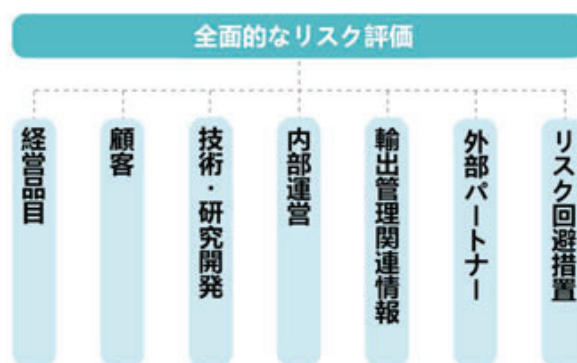
組織機構の確立に際しては、「独立性原則」への注意が求められる。10号公告では、「国の輸出管理法令に違反する行為については、内部コンプライアンス体制が一票拒否権を行使することができる」と定めている。この観点からすると、当該拒否権は、日常経営管理事項に対する管理職の意思決定権及び重大取引事項に対する董事会の決議権よりも上位にあり、会社法に定める会社ガバナンス体制との矛盾がある程度は生じうる。この点については、企業における輸出管理の重要性に鑑み、内部コンプライアンス体制の一票拒否権が必要であるという見解もあれば、内部コンプライアンス体制の取引介入権限について「取引を否決する提案を経営決定者に直接提出してその判断に委ねる、又は董事会の決議を求めることもできる」と説明したほうが、会社法の規定にさらに適合するという見解もある。

また、「ガイドライン」によると、企業の主要責任者が輸出管理コンプライアンスの第一責任者であり、輸出管理コンプライアンス管理強化の重要な責任を負う。ここでいう「主要責任者」とは、企業の具体的な状況に応じて異なるが、一般的には総経理又は副総経理であることが多い。

3. 全面的なリスク評価

全面的なリスク評価は、輸出管理内部コンプライアンス制度の基礎である。下の【図 2】のように、経営品目、顧客、輸出先の国・地域の状況などに対する全面的なリスク評価を通じて、規則違反が容易に発生するリスクのある業務を把握することで、輸出管理内部コンプライアンス制度による管理の効果を高めることができる。

【図 2 輸出管理内部コンプライアンス制度の基礎となる全面的なリスク評価】



※各種資料を基に筆者作成

注意に値するのは、「全面的なリスク評価」の下、最近多くの企業が関心を寄せる「みなし輸出」の問題である。これについては「ガイドライン」で方向性を示し、「外国籍の従業員を雇用して規制技術に関する業務を行わせる、あるいは貿易展示会で規制技術に関する情報を伝播するなどの事情があるときは、法令の要求に基づいて許可の申請をしなければならない」と定めた。したがって、外国籍の従業員を雇用して規制技術に関する業務に就かせるなどの行為は、輸出管理法第 2 条に定める「外国の組織又は個人への管理品目の提供」に該当するものとして、商務部の許可を受けなければならないと解される。

他方、管理材料・部品を含む品目に対し管理品目に準じた管理を行うことの要否に関する規定は、「ガイドライン」に定められていない。その理由は、管理品目が多く分野と関わり、「含む」の理由も多種多様であるため、主管部門が各種の状況について「含む」の具体的な基準を定める前に、企業にそれらの品目の管理品目に準じた管理を要求しても、実行は困難であるためと思われる。主管部門は、この問題に関する調査・検討を今後さらに進め、状況に応じ、一部の「管理材料・部品を含む品目」を管理措置の対象とする可能性もある。

4. 審査手続の確立

これは、企業に対して、自社の実際の経営状況に基づき、「人」及び「物」に注目し、調達から販売までの全過程における重要な段階で審査を行うことを要求する。審査の要点としては、取扱品目が国の輸出管理リストによる規制対象に該当するか否か、最終使用者の所在国・地域が国連の制裁対象、あるいはその他の要注意の対象か否か、最終使用者及び最終用途にリスクが存在するか否か、最終用途が合法性・合理性を有するか否か、輸出の輸送経路が合理的か否か、などが含まれる。

企業においては、具体的な業務の進捗状況に基づいて審査をその都度行う必要があり、1 回では完了しない点に注意を要する。例えば、企業が契約締結前に取引相手や最終用途などの事情を審査した場合であっても、契約履行の段階、アフターサービス提供の段階で、規制リスト又は管

理品目の最終使用者・用途の変更によるリスクの発生を防止するため、再度の審査と対応をしなければならないことが考えられる。

5. 緊急対応措置の策定

緊急対応措置とは、告発・賞罰に関するものである。その主な内容として、①従業員、顧客、第三者などの告発者に安全で制限のない告発の方法を提示する。②是正の制度を整備し、告発等がなされた情報について調査開始の基準、手続及び範囲を明確化し、緊急時の対応策を策定し、違反行為を把握したときは直ちに出荷停止、未着品回収などの措置を講じる。また、企業に発生した関連事例を輸出管理コンプライアンス研修の内容に加える。③賞罰制度を設けて実行し、告発者には一定の報奨を与え、コンプライアンス制度又は管理方針に違反した従業員には社内規定に基づいて懲戒処分を行う。これら3つが含まれる。

なお、「ガイドライン」では、「必要な状況下における輸出管理コンプライアンス部門による主管部門への報告」という措置も提案している。これについては、商務部が今後、税関監督管理分野の「自主申告制度」を参考に検討を進め、類似する制度を輸出管理の分野にも導入する可能性が考えられる。それが実現すれば、自社の輸出管理違法行為を自ら報告し、調査に積極的に協力した企業に対する軽い処罰又は処罰の減輕や、一定の要件を充足した場合における行政処罰の免除もありうる。

6. 教育・研修の実施

「ガイドライン」では、企業に対し、一般従業員、生産研究開発／調達／販売など輸出管理と密接に関連する部署の従業員、輸出管理コンプライアンス部署の従業員というように従業員を区分し、それぞれの職位に適應した研修内容を設け、指導を行い、全従業員を網羅した研修を行うことを推奨している。

実務上、輸出管理コンプライアンスに関する研修を行う企業はこれまでも存在していたが、「ガイドライン」の要求に全面的に応じた内容ではなかった。企業においては、職位別の研修を行い、自社の輸出管理内部コンプライアンスに関して発生した問題と運用上の困難を積極的に総括して、自社の状況とそれに適合する輸出管理内部コンプライアンス研修案を徐々に形成し、必要に応じて、弁護士、コンサルティング会社など外部の専門家も起用することが望まれる。

7. コンプライアンス監査の整備

コンプライアンス監査の目的は、コンプライアンス制度が自社の経営活動と適應しているか否か、実際の運用において効果的に実施されているか否か、規則違反のリスクを認識・防止する効果を発揮しているか否かを評価して、輸出管理内部コンプライアンス制度の有効な運用を保障し、企業内部のコンプライアンス管理水準を高めることにある。「ガイドライン」は、輸出管理内部コンプライアンス監査を全体監査と特別監査の2つに分け、コンプライアンス制度の全面的な評価を行う全体監査は定期的に、特定の部門又は輸出段階に対する特別監査は不定期に実施することを推奨している。また、監査手続の明確化及び監査の参考用フォームの提示も行っている。

実務上、企業が輸出管理内部コンプライアンス監査を行う時間的間隔は、税関の認証企業に対する要求に照らし、1年に1回とすることが望まれる。また、その実施にあたっては、自社の状況及び必要に応じて、法律事務所など外部の専門機関に協力を求めることも考えられる。

8. 文書資料の保存

「ガイドライン」では、輸出管理の行政手続に関する文書、政府機関との間で送受した書簡、顧客との取引に関する文書などの完全な保管を推奨している。保管の形式に関する厳格な要求はなく、原本のほか複写や電子文書のいずれでもよいと考えられるが、複写・電子文書の真実性・正

確性・明瞭性を確保するとともに、原本の記載、情報その他の特徴をとどめておくことが要求される。保存の期間は、「デュアルユース品目及び技術輸出入許可証管理弁法」と同じく、「ガイドライン」でも5年以上とされている。

特に輸出管理と関連する文書・資料の保管については、社内の各部署独自ではなく、会社全体として行うことが推奨されている。また、記録の真実性・完全性・追跡可能性を確保するため、データの修正や削除に関する厳格な権限を設けることが必要と考えられる。

9. 管理マニュアルの作成

これは、これまで論じてきた各種の要素と関わる作業の成果を书面化する総括・提示であり、輸出管理内部コンプライアンス方針の声明、輸出管理内部コンプライアンス組織機構、リスク評価の内容・結果、輸出審査の手続・重点など既述した8つの要素に定める内容を網羅する。その作成過程では、実際の運用を重点的に考慮し、職位の異なるそれぞれの従業員が、企業の輸出管理内部コンプライアンス制度を実行するにあたって効果的に指導することが求められる。

V おわりに

「ガイドライン」の作成は、輸出事業者を輸出管理内部コンプライアンス制度の確立に導く主管部門の重要な取組みである。その公布に伴い、今後、商務部などの部門が、輸出管理内部コンプライアンス制度の確立とその運用が良好な企業の運営を円滑化する措置について具体的な規則などの制定をさらに進め、このコンプライアンス制度を確立した企業への優遇をますます拡大していくことが予想される。また、2021年12月29日には国務院報道弁公室が初の白書となる「中国の輸出管理」を発行し、輸出管理に関する中国の基本的な立場を明らかにしたほか、中国が輸出管理の法律制度と管理体制を常に整備すること、輸出管理体制の現代化を持続的に進めていくこと、企業における輸出管理内部コンプライアンス制度の確立を指導し推進することなどを強調した。そのため、デュアルユース品目の輸出に関わる企業においては、「ガイドライン」に照らし、必要に応じて法律事務所などの専門機関による協力の下、輸出管理内部コンプライアンス制度を早期に確立するとともに、関連分野の最新の動向も注視し、すぐに対応できるようにしておくことが重要である。

また、「ガイドライン」は国際的なスタンダードに繋がるため、米国、欧州、日本など中国国外の管理品目と関わる企業は、これに基づき、さらに前出の白書の基本的な方針・原則も踏まえ、自社の状況と適合する輸出管理内部コンプライアンス制度を確立すること、そして、各国が交錯する監督管理のコンプライアンスの要求に対応することが望まれる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼18階

Tel : 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・
重慶・珠海・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・
ニューヨーク・シリコンバレー



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では3月中旬から4月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【エネルギー産業】

○「水素エネルギー産業発展中長期計画 (2021-2035 年)」(国家発展改革委員会、国家エネルギー局、2022 年 3 月 23 日発布・実施)

中国で初めての水素エネルギー産業発展計画。水素エネルギーを将来の国家エネルギー体系の重要な一部と位置付け、水素エネルギー産業発展の目標と重点施策を定めている。

■この計画では 2025 年、2030 年、2035 年の発展目標が示されている。このうち 2025 年の目標は、2030 年や 2035 年と比較すると以下のように具体的に述べられている。

- 水素エネルギー産業発展の制度・政策環境を整備し、中核技術と製造工程を基本的に習得し、サプライチェーンと初歩的な産業体系を確立する。
- 水素エネルギーの試験運用で成果を上げ、水素製造と水素エネルギーの貯蔵・輸送技術の面で大きな進展を図り、工業副産物としての水素発生と再生可能エネルギーによる水素製造を利用に近いレベルに高め、初歩的な水素エネルギー供給システムを確立する。
- 燃料電池車の保有台数を約 5 万台とし、水素ステーションを各地に建設する。(注：中国自動車工業協会の統計では、2021 年の燃料電池車の生産台数は約 1,800 台とされる。)
- 再生可能エネルギーによる水素製造量を年 10 万~20 万トンとし、二酸化炭素排出量の削減量を年 100 万~200 万トンとする。

■なお、第 14 次 5 カ年計画期間 (2021~2025 年) の「水素エネルギー産業イノベーション・応用・モデルプロジェクト」として、以下の項目が挙げられている。

- 鉱区、港湾、工業園区等での燃料電池トラック輸送の試験運用と 70MPa 水素貯蔵タンク車両の運用の検証
- 条件のある地方での都市公共交通車両、物流配送車両、環境衛生車両等の燃料電池商用車の試験運用
- 重点区域での生態環境保護の必要と電力インフラ施設の条件に基づく船舶、航空機等への燃料電池搭載の試験運用
- 再生可能エネルギー資源が豊富で水素の需要が多い地区での集中型再生可能エネルギーによる水素製造および水素エネルギー貯蔵と可変再生可能エネルギー生成の協調運用の商業化

- 燃料電池車の試験運行ルートなど水素需要が集中する区域での分散型再生可能エネルギー、または電力網の低グリッド負荷を基礎としたエネルギー貯蔵と水素供給の統合ステーションの展開
- 通信基地局の新設・改造での燃料電池の予備電源への試験利用および金融、病院、学校、商業、鋳工業企業への燃料電池の段階的導入
- 合成アンモニア、メタノール、石油精製・化学、石炭ガス等での再生可能エネルギーによる水素製造による化石エネルギーの代替化

■原文は国家発展改革委員会の下記サイトをご参照。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghwb/202203/t20220323_1320038.html?code=&state=123

[行政法規]

【法令改廃】

○「国务院の一部行政法規の改正および廃止に関する決定」(国务院令 第 752 号、2022 年 3 月 29 日公布、同年 5 月 1 日施行)

国务院の行政法規の改廃の決定。改正された法規は、「外商投資電信企業管理規定」、「医療機構管理条例」、「中華人民共和国輸出入商品検査法实施条例」、「中華人民共和国道路運輸条例」など 14 本、廃止された法規は「工業製品品質責任条例」、「信訪条例」など 6 本。

■このうち外資の通信業への投資・企業設立の条件を定めた「外商投資電信企業管理規定」(2001 年 12 月 11 日公布、2016 年 2 月 6 日第 2 次改正施行)の改正点は、主に以下の通り。

- 外国側投資者の出資比率について、基礎通信業務では 49%以下、付加価値通信業務では 50%以下とされるが、それぞれ「国家の別段の規定がある場合を除く」という文言が追加された(注：現行の「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021 年版)」(以下、「外商投資ネガティブリスト(2021 年版)」)では、付加価値通信業のうち電子商取引、国内マルチパーティ通信、保存・転送、コールセンターについては外資マジョリティが可能とされていることから、こうした措置に対応し、かつ今後の制限緩和に含みを持たせたものと見られる)。
- 外国側投資者の要件について、基礎通信業務、付加価値通信業務とも「良好な業績・運営の経験があること」という規定が削除された。
- 企業の設立手続きについて、国家発展改革委員会への投資項目認可申請の規定、省内での付加価値通信業務の場合における省電信管理機構への申請の規定、工業・情報化部の通信業務許可後の商務部への合弁契約・定款申請の規定が削除された。これにより、先に企業の設立登記を行い、その後に工業・情報化部への通信業務経営許可申請を行うこととされ、手続きが簡素化された。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-04/07/content_5683886.htm

[規則]

【行政改革】

○「国家発展改革委員会、商務部の『市場参入ネガティブリスト (2022 年版)』の印刷・発布に関する通知」(発改体改規 [2022] 397 号、2022 年 3 月 12 日発布・実施)

企業や個人の投資・経営活動を禁止する業種と、行政許可の取得を条件として許可する業種・分野および行政許可事項を記載したリストの改定。このリストは内資企業・個人と外商投資企業の両方に適用されるが、外国企業・個人の中国への投資の可否については「外商投資ネガティブリスト (2021 年版)」で、また事業許可取得の要否や条件についてはこのリストで判断ができる。

■このリストに掲載される禁止項目は、①法律・法規・国務院決定等で明確な設立と市場参入に関する禁止規定があるもの (15 業種、156 項目でリストに添付されている)、②国家の産業政策で明確に淘汰・制限を命じている製品・技術・工程技术・設備および行為、③「主体機能区」(注：国家重点生態機能区、農産物主産区など中心的機能を示した区域のこと)の建設の要求に合致しない開発活動、④規定に違反した金融関連経営活動、⑤規定に違反したインターネット関連経営活動の 5 項目。これらは 2020 年版のリスト (2020 年版) と同じ。

■許可項目は、21 業種、111 分野、465 項目で、2020 年版のリストに掲載されていた 21 業種、118 分野、527 項目から若干削減されている。

このうち製造業では、特定食品、タバコ、特定印刷物の印刷・印鑑作製、核・放射性物質、肥料・危険化学品などの特定化学品、フロンガスなどの監視化学物質、金属精錬、爆発物・花火・爆竹、医療器械・化粧品、医薬品・獣医薬品、農薬、船舶、航空機、鉄道輸送設備、自動車、特種設備・重要工業製品、通信設備、商業暗号、計量器具、自動車解体の 20 業種、95 項目について、許可事項と管轄部門が記載されている。

■原文は国家発展改革委員会の下記サイトをご参照。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202203/t20220325_1320231.html?code=&state=123

【税】

○「増値税期末控除留保税額還付政策の更なる強化に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2022 年第 14 号、2022 年 3 月 21 日公布、同年 4 月 1 日施行)

2019 年から実施されている先進製造業に対する増値税の優遇措置の適用範囲拡大。優遇措置は、2022 年 4 月 1 日以降、期末に売上税額が仕入税額を下回り、控除しきれない税額が 2019 年 3 月 31 日より増加した場合に、その分を一括還付するもの。

■新たに上記の優遇措置が適用される企業・業種は、小型・零細企業および製造業、科学研究・技術サービス業、電力・熱・ガスおよび水の生産・供給業、ソフトウェア・情報技術サービス業、生態保護・環境管理業および交通運輸・倉庫・郵政業で、以下の条件に合致する納税者とされている。

①納税信用等级が A 級または B 級であること

②税額還付申請前の 36 ヶ月以内に、控除留保税額の詐取、輸出税額還付の詐取または増値税専用発票の虚偽発行がないこと

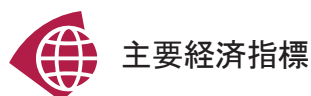
③同じく脱税で税務機関から 2 回以上の処罰を受けていないこと

	<p>④2019 年 4 月 1 日以降に、増値税の即時徴収・即時還付と先徴収後還付の政策を適用されていないこと</p> <p>なお、控除留保税額の一括還付の申請は、2022 年 4 月の納税申告期間から主管税務機関に行うとされている。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202203/t20220322_3796788.htm</p>
<p>○「増値税小規模納税者に対する増値税免除に関する公告」(財政部・国家税務総局 2022 年第 15 号、2022 年 3 月 24 日公布、同年 4 月 1 日施行)</p>	
	<p>増値税小規模納税者に対する増値税免除の優遇措置(注:増値税小規模納税者は年販売額 500 万元未満の企業)。2022 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの期限で、3%の徴収率が適用される課税販売収入について増値税を免除し、また 3%の徴収率が適用される予納増値税項目(注:建築サービスを提供して前払いを受けた場合と他の地区で建築サービスを提供した場合)について暫時増値税の予納を停止するもの。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202203/t20220324_3797862.htm</p>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2020年				2021年				2022年		
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	-6.8	-1.6	0.7	2.2	18.3	12.7	9.8	8.1	(1-3月) 4.8		
固定資産投資*	前年同期比%	▲16.1	▲3.1	0.8	2.9	25.6	12.6	7.3	4.9	-	12.2	9.3
第一次産業	前年同期比%	▲13.8	3.8	14.5	19.5	45.9	21.3	14.0	9.1	-	8.8	6.8
第二次産業	前年同期比%	▲21.9	▲8.3	▲3.4	0.1	27.8	16.3	12.2	11.3	-	19.6	16.1
第三次産業	前年同期比%	▲13.5	▲1.0	2.3	3.6	24.1	10.7	5.0	2.1	-	9.5	6.4
工業生産(付加価値ベース)**	前年同期比%	▲8.4	▲1.3	1.2	2.8	24.5	15.9	11.8	9.6	-	7.5	5.0
社会消費財小売総額***	前年同月比%	▲19.0	▲11.4	▲7.2	▲3.9	33.9	23.0	16.4	12.5	-	6.7	▲3.5
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	4.9	3.8	3.3	2.5	0.0	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	1.5
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	▲0.6	▲1.9	▲2.0	▲1.8	2.1	6.7	5.1	8.1	9.1	8.8	8.3
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	-	5,447.0	2,760.8
	前年同月比%	▲13.3	▲6.2	▲0.8	3.6	49.0	38.6	33.0	29.9	-	16.3	14.7
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	-	4,287.5	2,287.0
	前年同月比%	▲2.9	▲6.4	▲3.1	▲1.1	28.0	36.0	32.6	30.1	-	15.5	▲0.1
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	-	1,159.6	473.8
対内直接投資(実行ベース)	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	158.4	220.2	212.3
	前年同月比%	▲12.8	▲4.0	2.5	4.5	43.8	33.9	25.2	20.2	17.6	74.8	13.0
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	31,700	32,140	32,006	32,502	32,216	32,138	31,880
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.2	5.2	5.1	5.3	5.5	5.8
国内自動車販売台数	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	253.1	173.7	223.4
	前年同月比%	▲42.4	▲16.9	▲6.9	▲1.9	75.6	25.6	8.7	3.8	0.9	18.7	▲11.7
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.1	50.2	49.5
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	51.1	51.6	48.4

* : 年初からの累計ベース。

** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2022 年 5 月 13 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。